

広報しんち

8.20
2015

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
☎0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@shinchi-town.jp

多重債務・貸金業に 関する相談窓口

福島財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方々からの相談に応じています。抱えている借金の状況をお聞きし、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行います。相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

また、国や県の登録を受けずに貸金業を営む、いわゆる「ヤミ金融」には十分ご注意ください。貸金業者の登録状況に関する問い合わせや不正に利用されている預貯金口座に関する相談も受け付けています。

相談窓口

福島財務事務所 理財課
受付日時 ※原則として

平日 8時30分～12時
13時～16時30分
(祝日、年末年始除く)

◎問い合わせ

多重債務相談窓口直通

(☎024-533-0064)

金融犯罪被害防止等の 出前講座

福島財務事務所では、地域のコミュニティ活動や各種団体の会合などにお伺いし、金融犯罪被害防止等の出前講座を行っています。「なりすまし詐欺」等の金融犯罪被害に巻き込まれないよう、日頃から注意していただきたい内容などを、わかりやすく説明します。

講演料は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

◎問い合わせ

福島財務事務所理財課

(☎024-533-0303)



住まいの復興給付金申請相談会のお知らせ

東日本大震災で住宅に被害を受けられた皆様の「住まいの復興給付金」にかかるお悩みやご質問に相談員がお答えする相談会を開催します。直接お問合せいただける機会です。ぜひ会場にお越しください。

日時 9月4日(金)・5日(土)
10時～17時

日時 9月25日(金)
9時～17時

会場 福島市市民会館 501号室

会場 南相馬合同庁舎 仮設大会議室

「住まいの復興給付金」とは、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ(平成26年4月1日)以降に住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当(最大約90万円/建築・購入で申請した場合)の給付が受けられる制度です。



◎問い合わせ 住まいの復興給付金事務局コールセンター (☎0120-250-460)

- 住民票のある住所に通知カードが送付されます。

お住まいの住所と住民票の住所が異なると通知カードを受け取れない可能性があります。

事前に住所確認をお願いします。

- 日本に住民票をお持ちの外国人（中長期在留者、特別永住者等）の皆さまにもマイナンバーが通知されます。

※制度説明資料：25カ国語に翻訳された資料が下記HPに掲載されました。

○内閣官房URL（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html>）

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- 年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- 民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、

他人に提供したりすることはできません。

- 他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

住所変更手続きは確実に！

○避難等（やむを得ない事情）により住所地以外に居住されている方は登録が必要です。

- 住所地市町村への居所情報登録届出や相談は町民課窓口へ。（平成27年9月25日まで）

※やむを得ない事情

1. 東日本大震災により被災し、住所地において通知カードの送付を受け取れない方
2. DV等被害者であり、住所地において通知カードを受け取れない方
3. 長期間にわたって入院・入所しており、住所地において通知カードを受け取れない方

〈必要な書類〉

1. 通知カードの送付先にかかる居所情報登録申請書

※登録は個人ごとの登録となります。同一世帯であってもまとめて登録することはできません。15歳未満の方は、ご本人による申請はできませんので、法定代理人（保護者等）の方が申請を行ってください。

2. 本人と確認できる書類（運転免許証等）
3. 居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書等）
4. やむを得ない事情を証する書類（罹災証明等）
5. 代理人の代理権を証する書類
6. 代理人の本人確認書類（運転免許証等）

〈申請方法〉

上記の申請書類と必要書類を住民票のある市町村窓口を持参又は郵送してください。

申請は無料ですが、郵送料等については、ご負担願います。

わくわくランド イベント情報

秋のわくわく料理教室

開催日時 9月13日(日)
10時30分～12時
13時30分～15時

開催場所 わくわくランド
ふれあいキッチン

内容 秋の食材を使用して、
洋食づくりを実施します。
メニュー きこのピザ、グ

リンサラダ、フライドポテト、かぼちゃのポタージュ、パンナコッタ

定員 各回12人(計24名)

参加対象 小学校3年生以上

※保護者の方はお子様にお付き添いください。

講師 わくわくランドスタッフ

参加料 無料

持ち物 エプロン、三角巾

募集方法

往復はがきによる申込受付

(応募多数の場合は抽選)

【記入事項】

返信面に代表者様の「郵便番号」「住所」「氏名」をご記入ください。

※裏面は白紙のまま出してください。

往信の裏面に、①氏名②年齢

③電話番号④希望時間帯を記入(①～④は参加者全員分をそれぞれお書きください)

※表面に宛先をご記入ください。

【宛先】

〒979-2611

相馬郡新地町

駒ヶ嶺今神1-1

相馬共同火力発電株式会社
新地発電所内わくわくランド
(☎⑥4722)

相馬共同火力発電株式会社
新地発電所 わくわくランド
「秋のわくわく料理教室」係

※9月3日(日)必着

※はがき1枚につき2名様まで申し込み可能です。

※ご応募いただいた方には締切から1週間前後を目安にご案内を返送いたします。

◎問い合わせ

相馬共同火力発電株式会社

新地発電所内わくわくランド

(☎⑥4722)

心配ごと相談
9月10日(木)・24日(木)10時～15時 保健センター

行政相談
9月10日(木) 10時～15時 保健センター

交通事故相談
9月1日(火) 9時～17時 役場101相談室

就職サポート相談
9月16日(水) 13時30分～15時30分 役場201相談室

無料法律相談所

町では、次のとおり弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

開設日(9月)

①司法書士による相談 9月8日(火)

②弁護士による相談 9月15日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士
福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (☎③64789)

福島県司法書士会 (☎024-534-7502)

町民課 (☎⑥2116)

9月

休日在宅当番医

6日(日) ふなばし内科クリニック
(相馬市) ☎③51500
13日(日) 杉本医院
(相馬市) ☎③63650
20日(日) あらぎ産婦人科クリニック
(相馬市) ☎③50303
21日(月) 相馬中央病院
(相馬市) ☎③6611
22日(火) 早川医院
(相馬市) ☎③73500
23日(水) 八巻クリニック
(相馬市) ☎③7117
27日(日) やまぐち小児科医院
(相馬市) ☎③78815
診療時間 9時～16時

休日在宅歯科当番医

6日(日) グリーン歯科
(相馬市) ☎③5112
13日(日) 西町歯科医院
(鹿島区) ☎④65534
20日(日) 佐藤歯科医院
(相馬市) ☎③60707
21日(月) 相良歯科医院
(鹿島区) ☎⑥72525
22日(火) 篠山歯科医院
(相馬市) ☎③61622
23日(水) 沖田歯科クリニック
(原町区) ☎③0303
27日(日) 新開歯科医院
(相馬市) ☎③63214
診療時間 9時～16時

オータムジャンボ宝くじ

◆発売期間◆

9月28日～10月16日

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよい街づくりに使われます。

